限定承認公告

本籍大阪市西区靱本町三丁目六〇番地、最後の住所大阪府吹田市津雲台二丁目一一番七―一〇一号　被相続人　亡　田中　宏

右被相続人は平成二十一年十二月十二日死亡し、その相続人は平成二十二年二月九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十六日

大阪府吹田市津雲台二丁目一一番七―一〇一号　相続財産管理人　田中　豊明

限定承認公告

本籍香川県観音寺市柞田町丙一二三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤堂　久夫

右被相続人は平成二十一年十月二十五日死亡し、その相続人は平成二十二年二月十八日高松家庭裁判所観音寺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十六日

香川県観音寺市柞田町丙一二三六番地　限定承認者　藤堂　義光

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社コンピュータシステムエンジニアリング（乙、神奈川県横浜市西区北幸二丁目八番二九号）と株式交換を行い、当社が株式交換完全親会社となることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年三月二十九日であり、この株式交換は、会社法第七九六条第三項に基づき、当社の株主総会の承認決議を経ずに行います。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法第二十四条第一項による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報（号外第一二七号）

掲載の日付　平成二十一年六月十八日

掲載頁　一五一頁

平成二十二年二月二十六日

東京都品川区大崎一丁目二番一号　株式会社日立情報システムズ　代表執行役　原　巖

新設分割公告及び合併公告

当社（甲）は、平成二十二年四月一日に株式会社ＳＮＥプラットフォームと商号を変更し、新設分割により設立する新設会社、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（住所、商号、代表者は左記に掲げる）に対して当社の営む事業のうち、主に家庭用／携帯用ゲーム機及びソフトウェアの企画・開発・製造・販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は、右新設分割を条件に株式会社ＳＮＥプラットフォームを吸収合併消滅会社、ソニー株式会社（乙、住所　東京都港区港南一丁目七番一号）を吸収合併存続会社とする合併により、乙に権利義務全部を承継させることにいたしました。

この会社分割及び合併の効力発生日は平成二十二年四月一日となります。

この会社分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社（甲）は平成二十二年四月一日に株式会社ＳＮＥプラットフォームに商号変更予定であり、新設会社は、東京都港区南青山二丁目六番二十一号、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント、代表取締役　平井　一夫となります。

また、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年六月十七日

掲載頁　一二六頁（号外第一二六号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十二年二月二十六日

東京都港区南青山二丁目六番二十一号　株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント　代表取締役　平井　一夫

登録金融機関の新設合併の公告

当組合は、新設合併により十和田おいらせ農業協同組合（住所　青森県十和田市西十三番町四番二八号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年四月一日です。

平成二十二年二月二十六日

青森県十和田市西十三番町四番二八号　十和田おいらせ農業協同組合　代表理事組合長　竹ケ原三郎

登録金融機関の新設合併の公告

当組合は、新設合併によりゆうき青森農業協同組合（住所　青森県上北郡東北町字塔ノ沢山一番地三一一）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十二年四月一日です。

平成二十二年二月二十六日

青森県上北郡東北町字塔ノ沢山一番地三一一　とうほく天間農業協同組合　代表理事組合長　岡山　時夫

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年三月十三日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額を当社の資産流動化計画に係る業務の終了前に償還し当社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記特定資産の売却若しくは消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

現金余裕金の範囲内で、取締役が、確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額及び当社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限として優先資本金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年三月二十九日に行う。

四、減少する優先資本金の額

金二十億一千万円

五、消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数

四万二百口（A号優先出資につき二万五百二口、B号優先出資につき一万九千六百九十八口）

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。ただし、消却後に各優先出資社員が保有する優先出資の全優先出資に対する割合が消却前と同じになるように行う。

八、消却に要する金額

金二十億一千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全優先出資

平成二十二年二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ラインアセット特定目的会社　取締役　横山　公一

第８期決算公告

平成22年2月26日

東京都渋谷区神宮前五丁目７番20号
神宮前太田ビル５階

原宿マンションズ特定目的会社

取締役　川本　孝司

貸借対照表の要旨（平成21年９月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	10,671,369	流動負債	158,288
固定資産	10,671,369	固定負債	10,637,789
土地	9,983,941	**負債合計**	10,796,078
建物	636,448	社員資本	205,886
建物附属設備	44,899	特定資本金	20,100
構築物	6,013	剰余金	185,786
工具器具備品	69	当期未処分利益	185,786
その他の資産の部	330,594		
流動資産	314,098		
固定資産	16,496	**純資産合計**	205,886
資産合計	11,001,963	**負債・純資産合計**	11,001,963

損益計算書の要旨

（自　平成21年４月１日　至　平成21年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	394,586
営業費用	124,386
営業利益	270,200
営業外収益	25
営業外費用	84,295
経常利益	185,930
税引前当期純利益	185,930
法人税等	145
当期純利益	185,786
当期未処分利益	185,786